

**羽幌町子ども・子育て支援事業計画  
(第2期)**

**令和2年度～令和6年度**

**令和2年3月**

**(令和4年3月改定)**

**羽幌町**



## 羽幌町子ども・子育て支援事業計画の 策定にあたって

羽幌町長 駒井久晃

急速に進行する少子高齢化を背景に、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、これらの変化に対応すべく、子育て支援の充実や環境整備が重要であり、一歩踏み込んだ取り組みが行政に求められているところです。

このような状況の下、国においては平成24年度に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども子育て関連3法成立させ、平成27年度からはこれらの法に基づく「子ども子育て支援新制度」がはじまり、「幼児教育等の無償化」や「働き方改革」などの少子化対策や就労などの支援対策を実施しています。

このような少子化の社会情勢の中、本町においても、子どもの数は年々減少を続けている状況にあり、また核家族化や共働き家庭の増加に伴い、子育て世代においては、子育てと仕事の両立の大変さなど子育てへの不安・負担を抱える家庭が増えていくことも懸念されます。

本町では、地域における子育て支援の充実を図るため、幼保一元化の推進や平成27年3月には「羽幌町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各関係機関、団体、行政、保護者など町全体が子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、子どもたちが健やかに成長するための支援をするための施策を行ってきました。

現行の計画が令和元年度をもって計画期間が終了することを機に、これまでの取り組みを引継ぎ、本町の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的に子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに推進していくため、令和2年度から令和6年度を計画期間とした「羽幌町子ども・子育て支援事業計画第2期」の策定を行いました。

本計画の策定にあたっては「羽幌町就学前子育て支援審議会」委員のみなさまにご尽力をいただきました。また、ニーズ調査にご協力くださいました保護者のみなさまに対しまして、心より感謝とお礼を申し上げます。

子どもの健やかな成長と子育てを支える社会の仕組みは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、本町の将来にとってかけがえのない重要な要素であると考えます。子どもたちのすべてが、健やかに成長し続けるためにも、子育て支援を地域が一体となりながら取り組んでいきたいと考えています。

すべての町民のみなさまのご理解、ご支援とご協力を心からお願いいたします。

令和2年 3月

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	4
2	計画の位置づけ	5
3	計画期間	6
4	計画の策定体制	6

## 第2章 羽幌町の子ども・子育てを取り巻く環境

1	人口・世帯・人口動態等	7
2	教育・保育施設の状況	12
3	地域子ども・子育て支援事業の状況	14
4	ニーズ調査の結果概要	18
5	羽幌町の子ども・子育て支援の課題	25

## 第3章 基本的な考え方

1	目的	28
2	基本理念	29
3	基本的な視点	30
4	施策体系	31

## 第4章 教育・保育提供区域の設定

1	教育・保育提供区域の考え方	32
2	教育・保育提供区域の設定	33

## 第5章 教育・保育施設の充実

1	量の見込み	35
2	提供体制の確保と実施時期	36
3	教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）	38
4	「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について	40
5	海外から帰国した幼児や外国籍の幼児等に関して	41
6	教育・保育施設の質の向上	41
7	産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	41
8	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	42
9	副食費の負担軽減について	42

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1	地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	43
---	--------------------------	----

## 第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1	児童虐待防止対策の充実	48
2	ひとり親家庭の自立支援の推進	49
3	障害児施策の充実	49
4	仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進	50

## 第8章 計画の推進体制

1	関係機関等との連携	51
2	役割	52
3	計画の達成状況の点検・評価	53

## 資料編

資料1	計画策定の経緯	(P55)
資料2	計画策定組織について	(P55)
資料3	用語解説	(P56)

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

---

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人々が多数います。

一方、親自身は、周囲の様々な影響を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親としての成長が育まれていきます。くわえて、子育てに取り組むすべての家庭を対象に、「親育ち」を支援することも必要なことです。

このような多様な状況を踏まえながら、行政にいま求められているのは、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域などと一体になりながら、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解をより深め、子どもを産み育てるという希望を支え、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことです。

羽幌町においても少子化問題は重要な課題であり、家庭における子育てを基本として、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てることができるような環境づくりが期待されます。

本計画は、本町を担う子ども達が健やかに育つ環境づくりを進めるために、行政、家庭、地域、企業、学校など社会全体が協力して子育て支援に取り組むための指針となるものです。

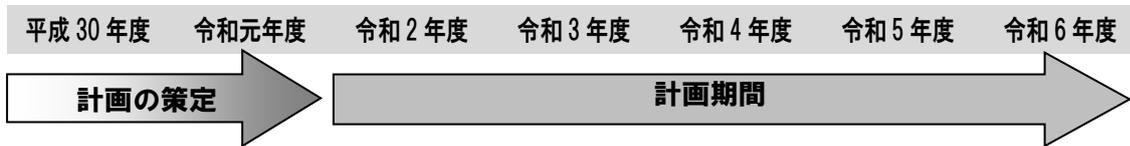
以上のような子育てを取り巻く背景などを踏まえて、「羽幌町子ども・子育て支援事業計画」(平成 27 年度～令和元年度)を策定し、それに引き続くものとして、今般第 2 期計画(令和 2 年～令和 6 年)を策定いたします。



### 3 計画期間

○法の施行の日から5年を1期として作成します。

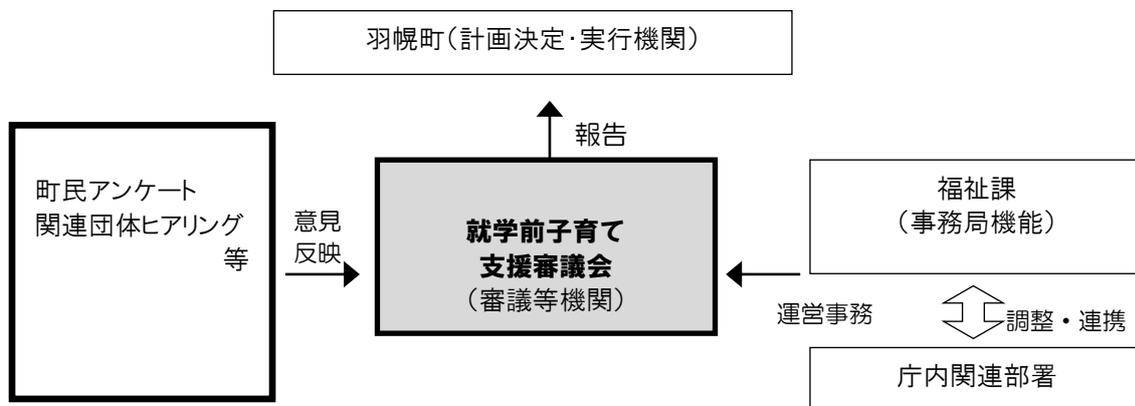
○本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



### 4 計画の策定体制

#### ■子ども子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「羽幌町就学前子育て支援審議会」（以下「就学前子育て支援審議会」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

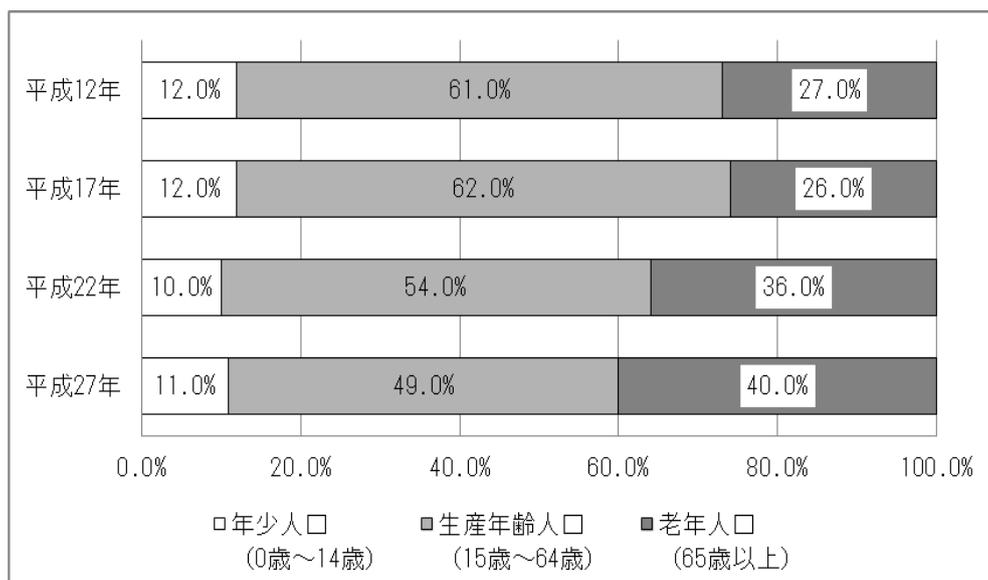
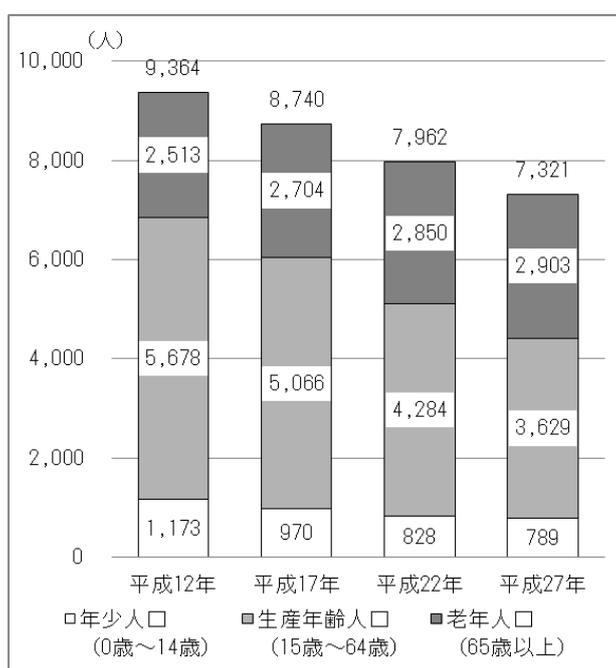


## 第2章 羽幌町の子ども・子育てを取り巻く環境

### 1 人口・世帯・人口動態等

#### (1) 人口の推移(出典:国勢調査)

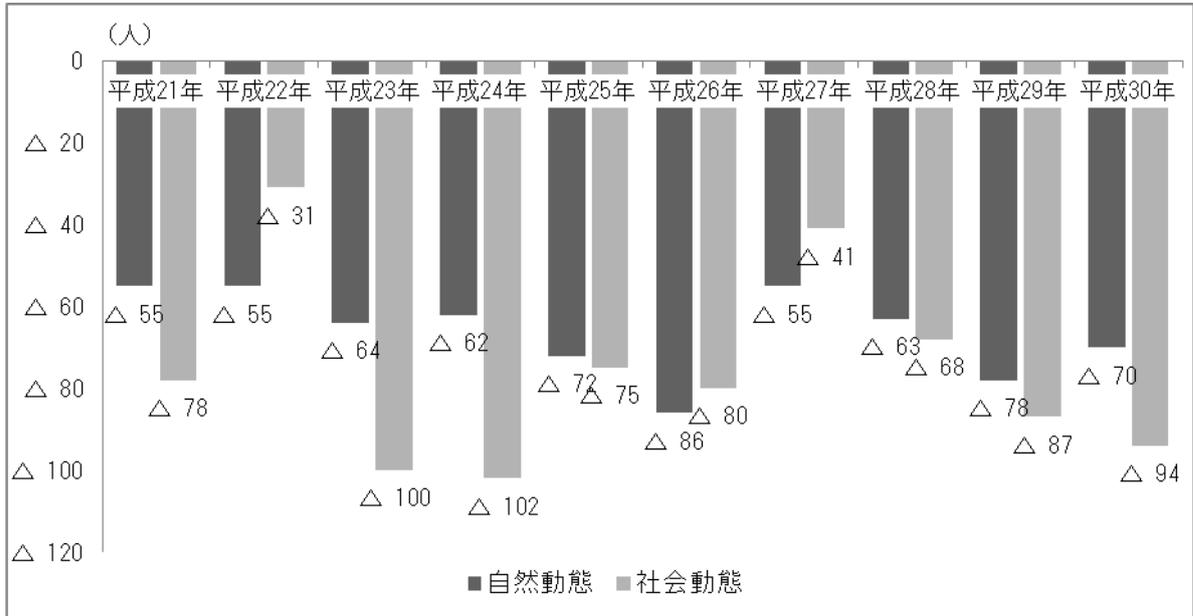
- 平成12年以降減少傾向にあります。
- 平成12年から平成27年までの15年間で、年少人口は約380人、生産年齢人口は約2,050人減少しています。
- 老年人口は15年間で390人増加。全体に占める割合は13%増加しており、少子高齢化が進んでいます。



**(2) 自然動態・社会動態**(出典:町勢要覧)

- 社会動態(転入-転出)は、平成21年以降、マイナスで推移しており、人口減少の主要因となっています。
- 自然動態(出生-死亡)は、平成21年以降、マイナスで推移しており、人口減少を加速させています。

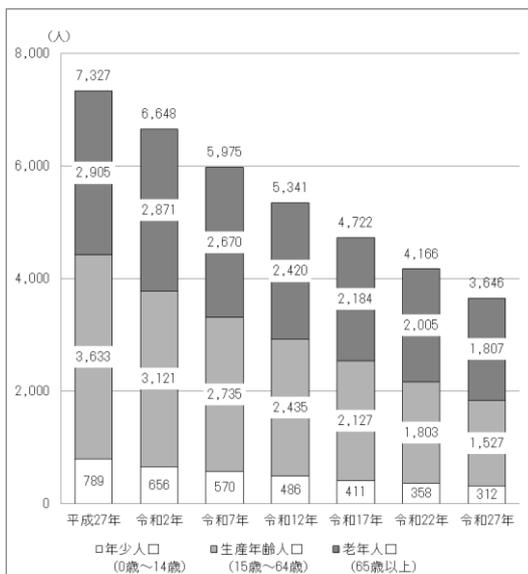
■自然動態・社会動態の推移



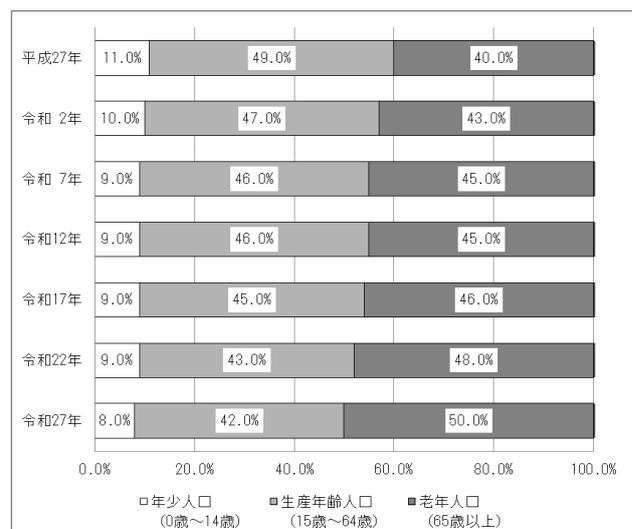
**(3) 将来の人口推計**(出典:人口動態研究所)

- 令和27年(西暦2045年)には、4,000人を下回ると推計されています。
- 年少人口も30年間で約470人減少すると見込まれています。

■年齢3区分別人口の将来推計



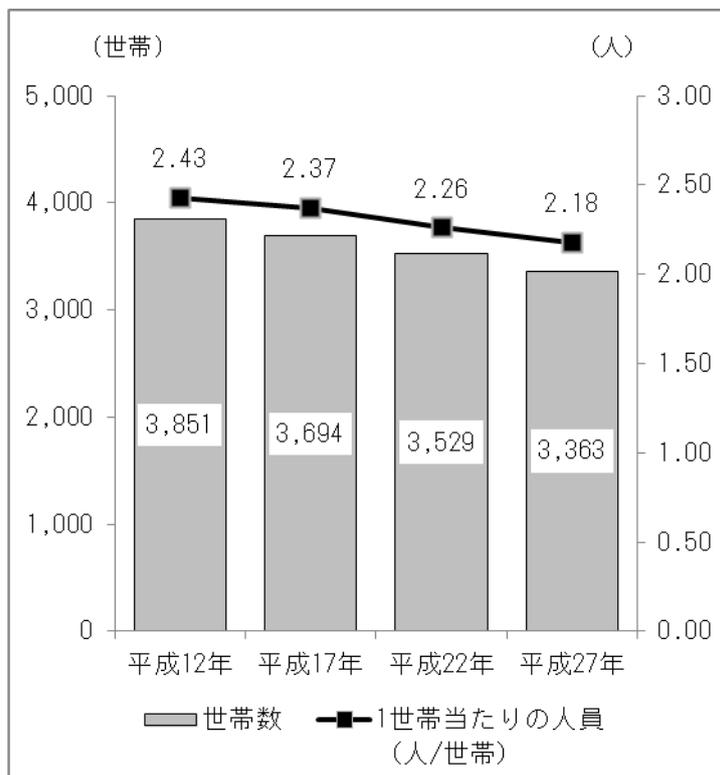
■年齢3区分別人口の将来推計の割合



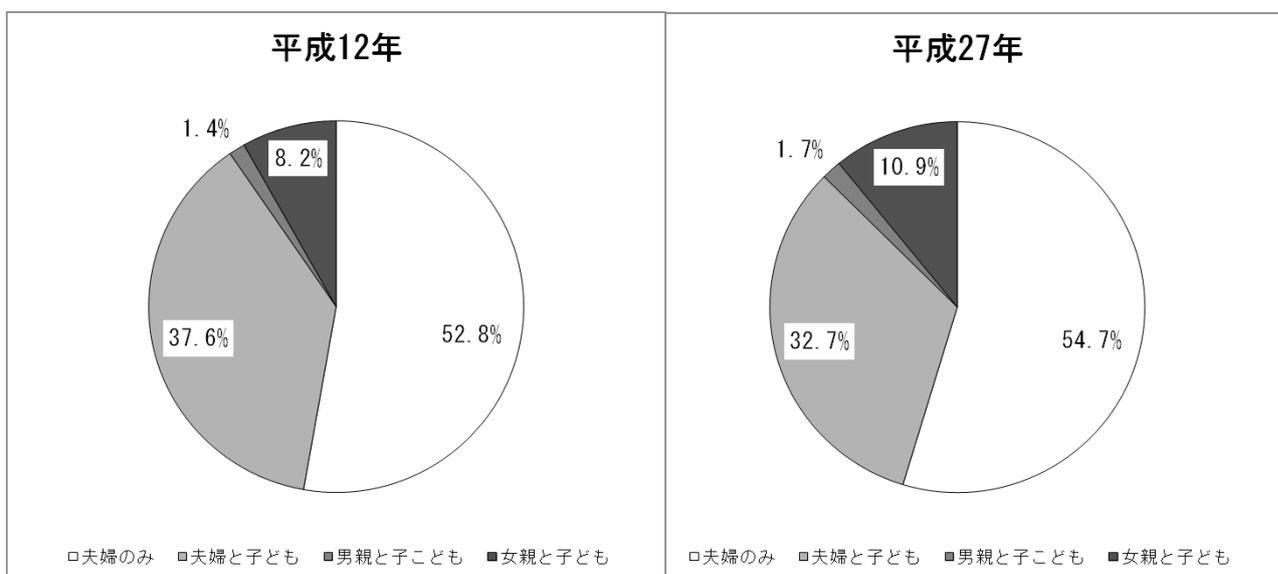
(4) 世帯の状況 (出典：国勢調査)

- 世帯数は年々減少しており、平成12年から15年間で約490世帯減少しています。
- 1世帯あたり人員も減少し続け、核家族化が進展しています。
- 核家族のうち、「夫婦のみ」「男親と子ども」「女親と子ども」世帯が増加、「夫婦と子ども」の割合は減少しています。

■世帯数および1世帯あたり人員の推移



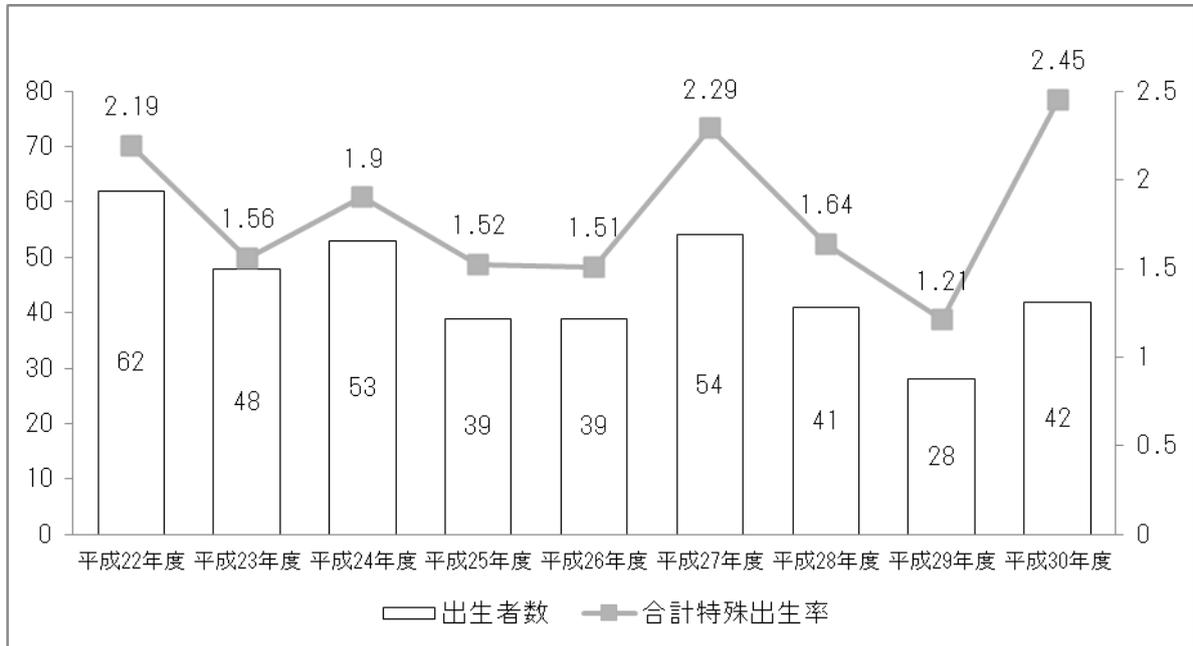
■核家族世帯の構成比



**(5) 出生の状況** (出典:住民基本台帳、合計特殊出生率は健康支援課保健係で算出)

○出生数は年度によりばらつきがありますが、平成22年度の62人をピークとして、概ね40人前後で推移しています。

○合計特殊出生率は全国平均を上回っている年度が多いです(平均1.42%)。



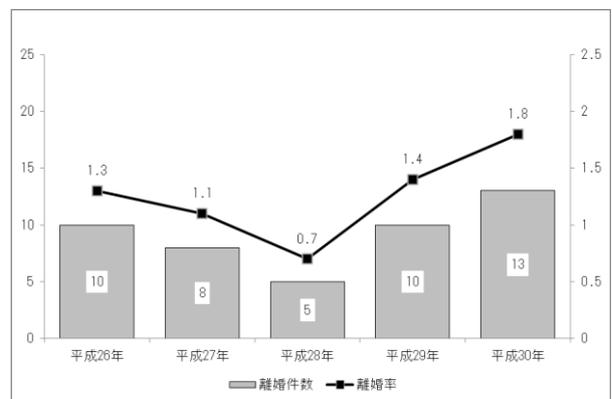
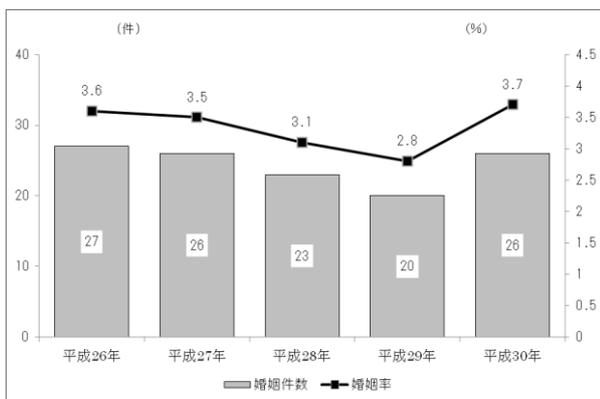
**(6) 婚姻・離婚の状況** (出典:町勢要覧)

○婚姻数は、平成26年から減少傾向にありましたが、平成30年は増加しております。

○離婚数、離婚率は平成28年まで減少傾向にありましたが、平成29年以降、増加傾向にあります。

■婚姻数・婚姻率推移

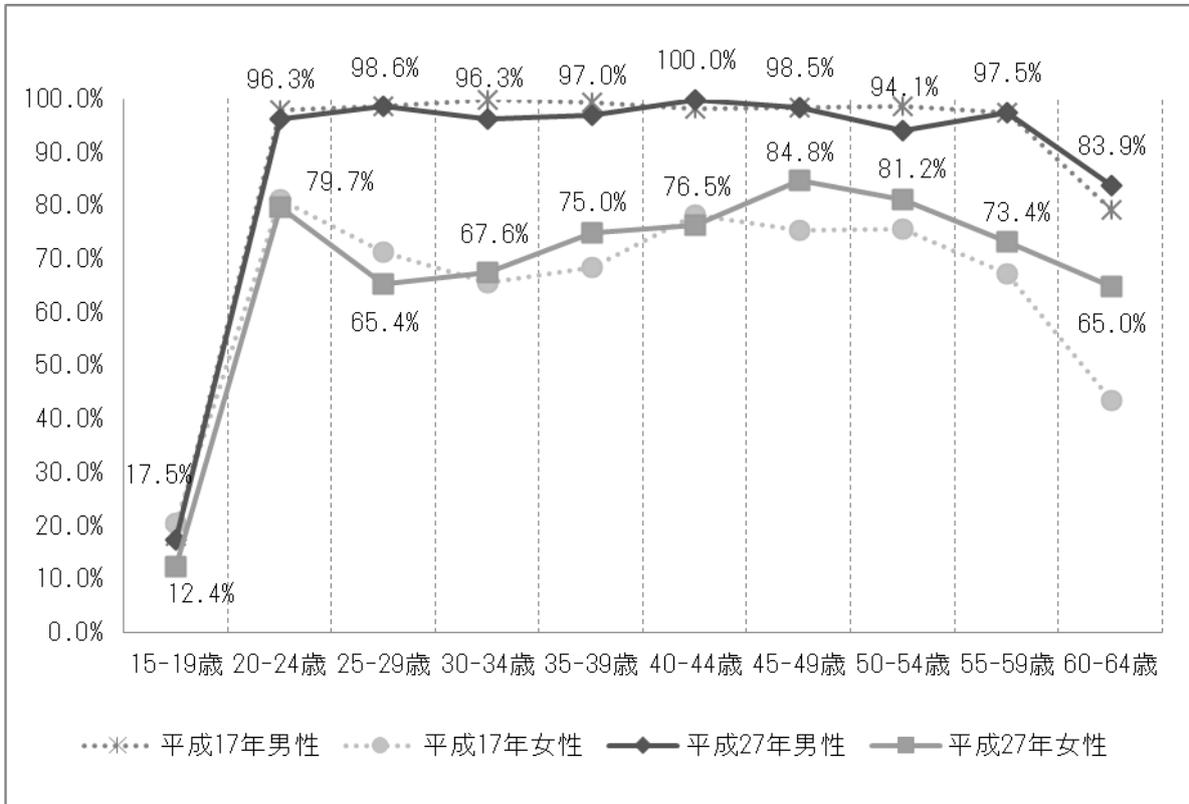
■離婚数・離婚率推移



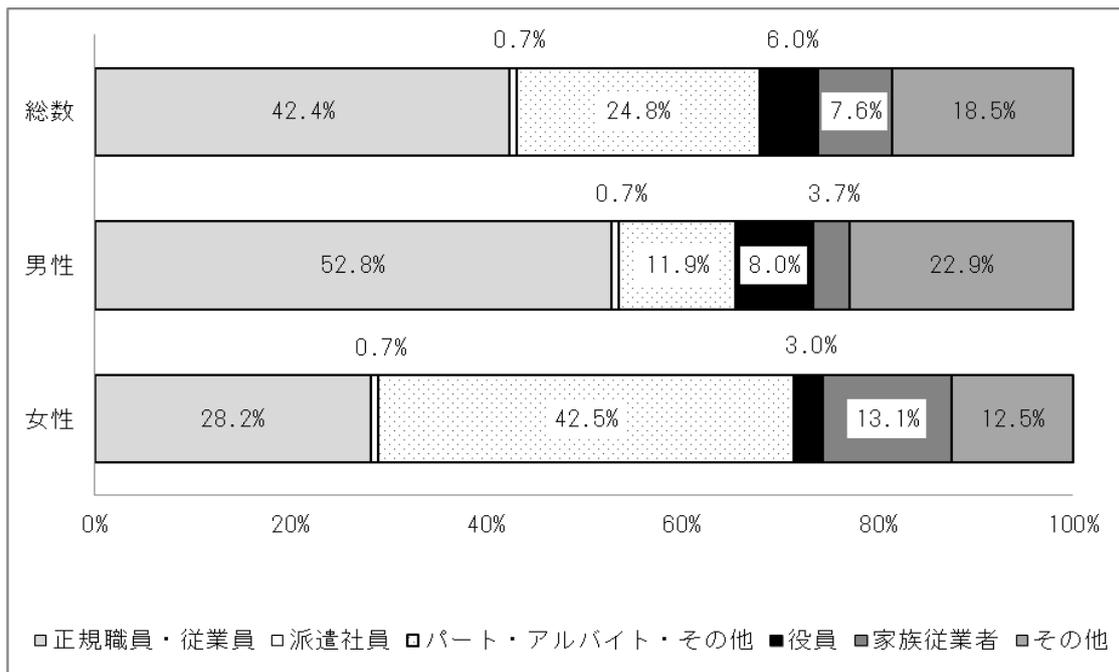
(7) 就労の状況 (出典：国勢調査)

- 女性の若い年代の労働力率が低下しています。労働力率が20歳代までは上昇し、30～34歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」が緩やかになっています。
- 男性は「正規職員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が高くなっています。

■年齢別労働力率(M字カーブ)の推移



■従業上の地位別従業者数の割合



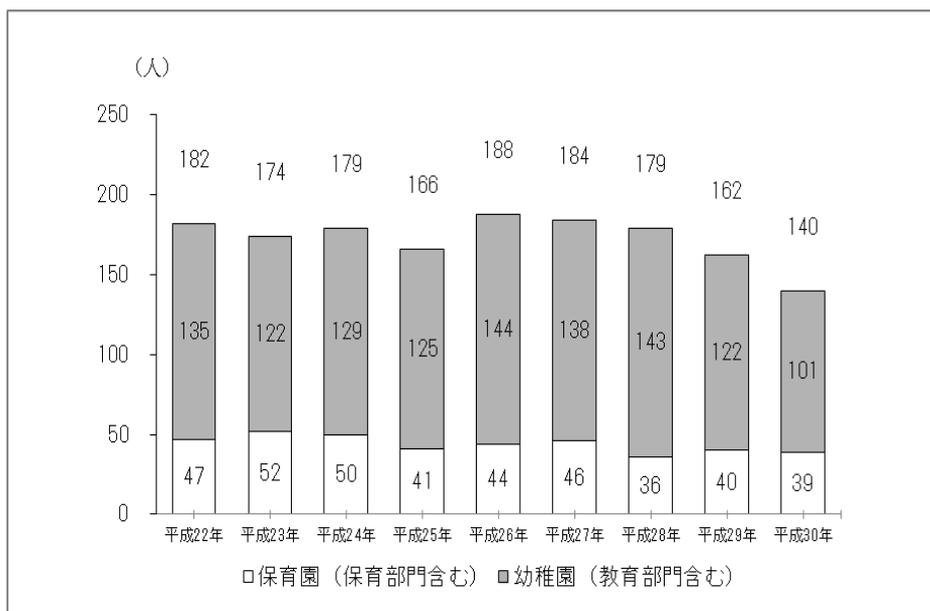
## 2 教育・保育施設の状況

### (1) 利用児童数の推移

○保育園（認定こども園保育部門含む）利用児童数はおおむね横ばい傾向、幼稚園（認定こども園教育部門含む）利用児童数は増減を繰り返しています。

○全体では、平成26年以降減少傾向がみられます。

#### ■保育園、幼稚園、認定子ども園の利用児童数の推移



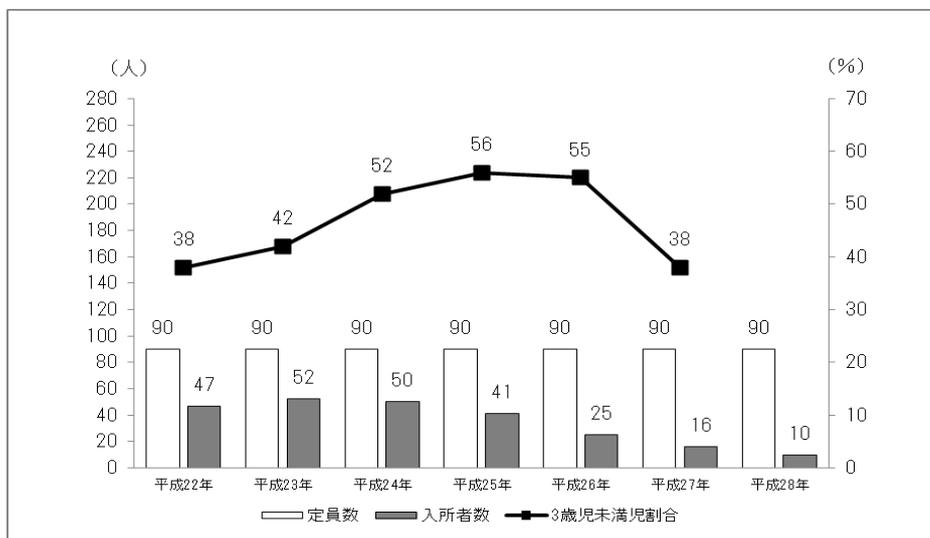
### (2) 保育園の利用状況

○入所者数は、平成16年以降、おおむね横ばい傾向であり、近年では40人前後を推移しています。

○3歳未満児の利用割合が高くなってきています。

○定員数は、平成16年から90人となっており、平成29年度に羽幌保育所が閉所となりました。

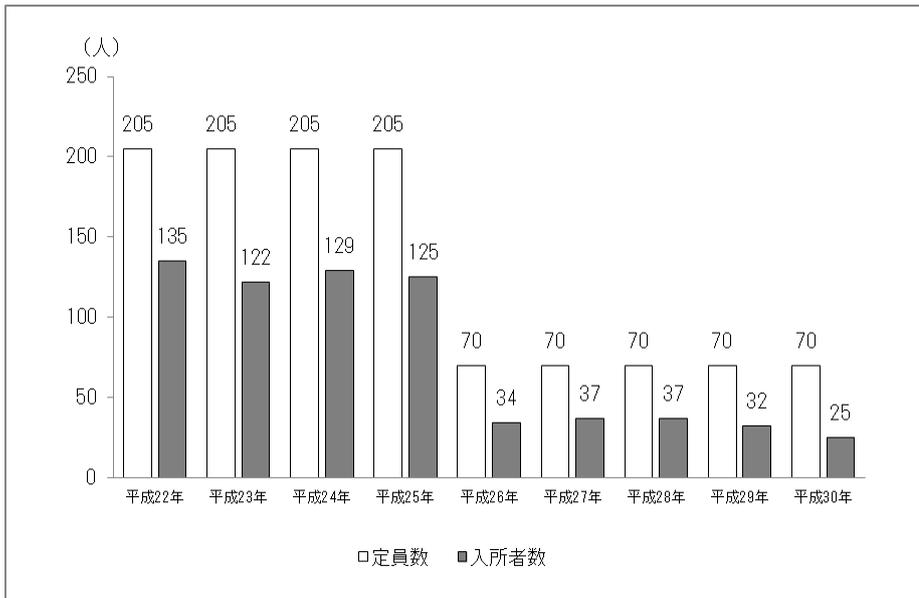
#### ■保育園の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



### (3) 幼稚園の利用状況

- 利用者数は平成 26 年よりまき幼稚園から認定子ども園まきへの変更より減少しています。
- 上記と同様の理由で定員数も平成 26 年以降 205 名から 70 名へ減少しています。
- 最近 5 年間での定員に対する利用者の割合は、平成 28 年をピークに減少傾向にあります。

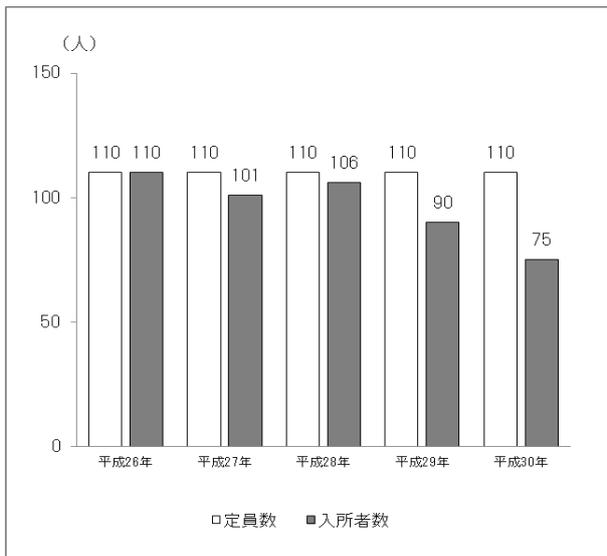
■幼稚園の定員数、利用者数の推移



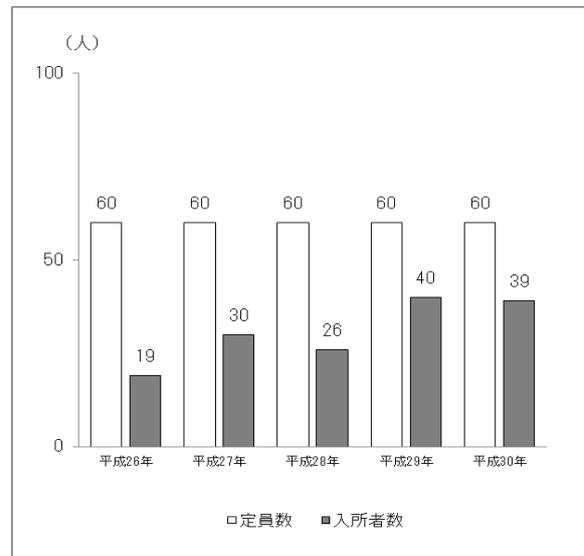
### (4) 認定子ども園の利用状況

- 認定子ども園（教育部門）は近年減少傾向にあります。
- 認定子ども園（保育部門）は平成 26 年以降、増加しています。

■認定子ども園(教育部門)の定員数、利用者



■認定子ども園(保育部門)の定員数、利用者



### (5) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外の施設です。

羽幌町では、「天売ちびっこランド」があります。

#### ◆民間運営の保育・託児施設

【施設数】 1 か所（天売ちびっこランド）

【児童数】 天売ちびっこランド 4 名（5 歳児 3 名・4 歳児 1 名）

※いずれも平成 30 年 4 月 1 日現在の児童数

※「家庭保育所 恵留夢」は平成 28 年 12 月で廃止となりました。

## 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

「次世代育成支援行動計画」に沿った形で、子ども・子育て事業計画の法定 10 事業の実施状況を以下にまとめています。

### (1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11 時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

【延長保育の実施状況】 羽幌町には該当する事業はありません。

【休日保育の実施状況】 羽幌町には該当する事業はありません。

### (2) 放課後児童健全育成事業（こぐま児童会）

従来の児童館等と小学校内施設（子どもプラザ）を活用し、留守家庭児童に加え、希望する児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供するサービスです。

羽幌町では、1 か所の施設があります。

#### 【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録児童数(人)	34	39	38	29	32

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

#### 【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービスです。

羽幌町には該当する事業はありません。

#### 【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

羽幌町には該当する事業はありません。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行うサービスです。

#### 【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問率(%)	94.7	92.4	97.4	96.4	95.2

### (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行うサービスです。

#### 【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(人)	10	10	11	4	7

**(6) 地域子育て支援拠点事業（子ども広場、地域子育て支援センター）**

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行うサービスです。

羽幌町では平成 28 年度までは「羽幌保育園内」に子育て支援センターを開設していましたが、平成 29 年度からは場所を「すこやか健康センター内」に移し、実施メニューを拡大して地域子育て支援拠点事業を実施しています。

**【実績】**

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(人)	1,405	1,529	1,230	2,192	1,996

**(7) 一時預かり事業**

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができるサービスです。

羽幌町では「認定こども園・まき」で実施しています。

**【実績】**

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(人)	21	18	18	16	20
平均利用日数(日)	5.0	2.3	4.0	9.8	6.6

**(8) 病児保育事業（病後児保育）**

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

羽幌町には該当する事業はありません。

**(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）**

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行うサービスです。

羽幌町には該当する事業はありません。

(10) 妊産婦に対して健康診査を実施する事業（妊産婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診 14 回を公費負担するサービスです。また、平成 30 年度からは、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後 2 週間前後及び 1 カ月前後の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査 2 回を公費負担するサービスです。

【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数(人)	60	76	67	54	68
年間延べ人数(人)	433	574	425	373	496

(平成 30 年度産婦健康診査実績)

利用人数：38 人（56 人／年）

## 4 ニーズ調査の結果概要

羽幌町では、アとイの2点を把握するため、アンケートを実施しました。  
また、アンケート結果の主な概要を下記に紹介しています。

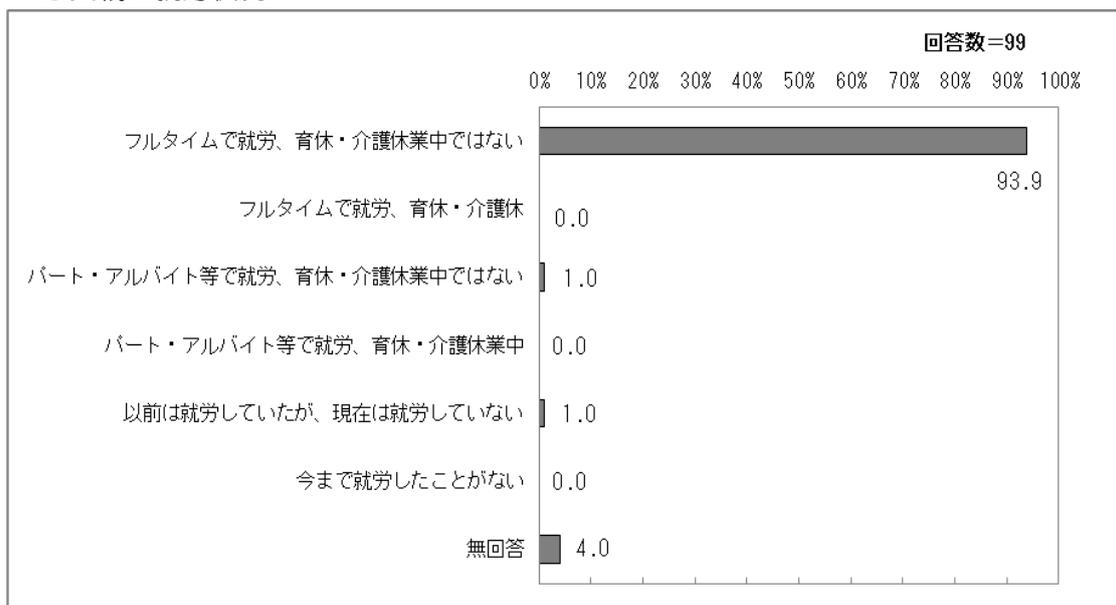
- ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	201 票	99 票	49.2%
	小学生	222 票	116 票	52.3%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの抽出			
調査期間	平成 31 年 2 月 12 日 ~ 平成 31 年 3 月 11 日			
調査方法	郵送による配付・郵送、持参による回収			

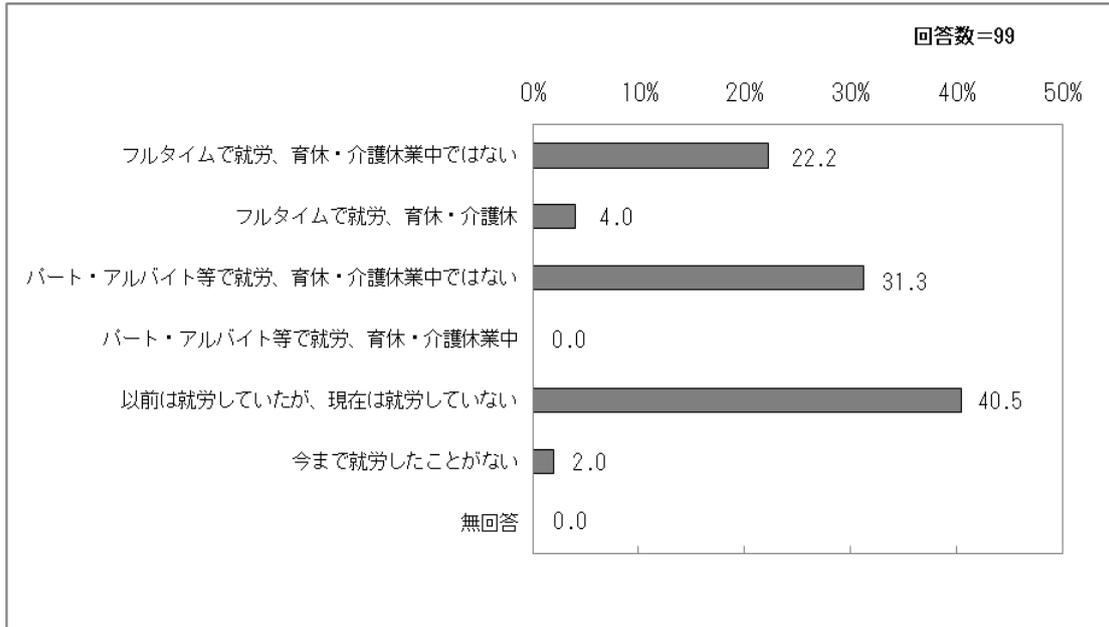
### (1) 保護者の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイムで就労、育休・介護休業中ではない」が 93.9%と多数を占めています。  
母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 40.5%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労、育休・介護休業中ではない」が 31.3%、「フルタイムで就労、育休・介護休業中ではない」が 22.2%となっています。

#### ○父親の就労状況

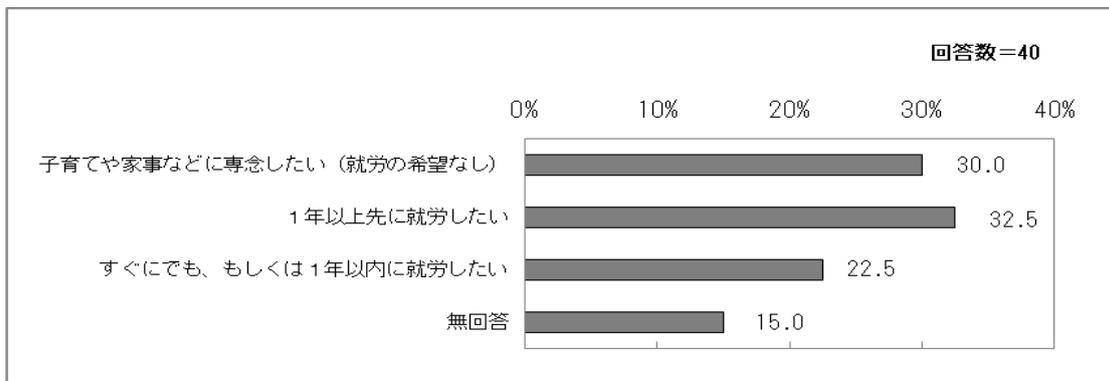


○母親の就労状況（自営業・家事従業者含む）



○現在就労していない母親の今後の就労意向

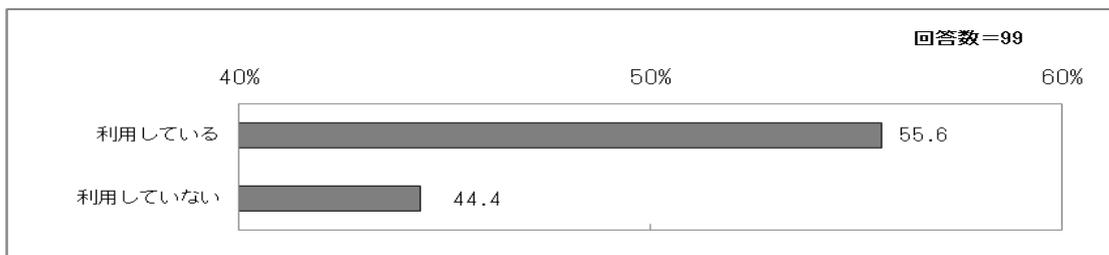
現在就労していない母親の就労意向は、「1年以上先に、就労したい」が32.5%で最も多く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の希望なし）」が30.0%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は22.5%となっています。



(2) 教育・保育事業の利用について

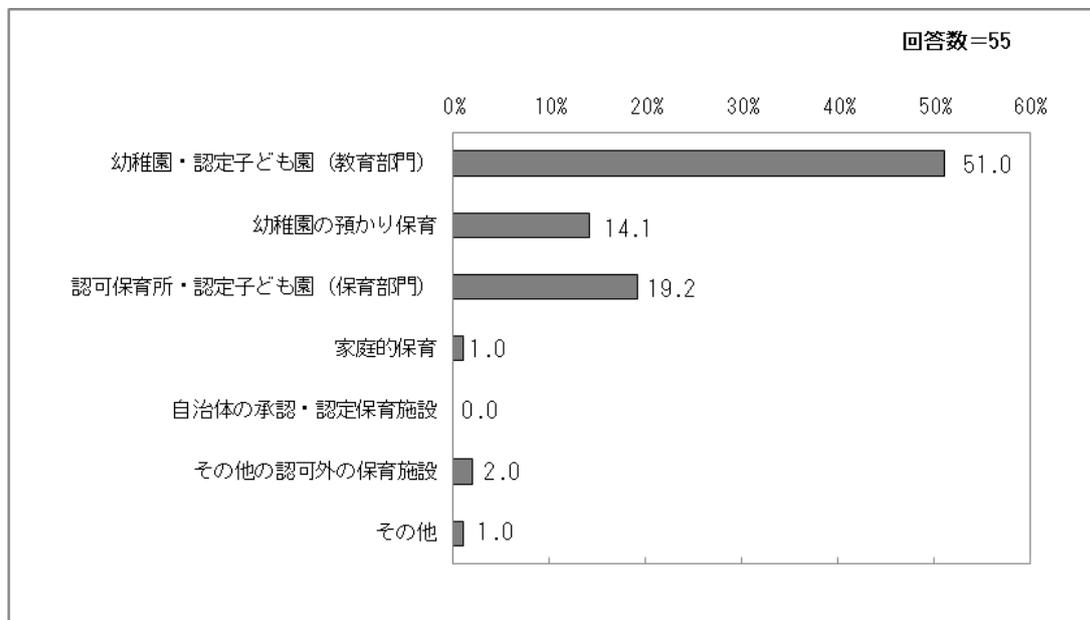
○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が55.6%、「利用していない」が44.4%となっています。



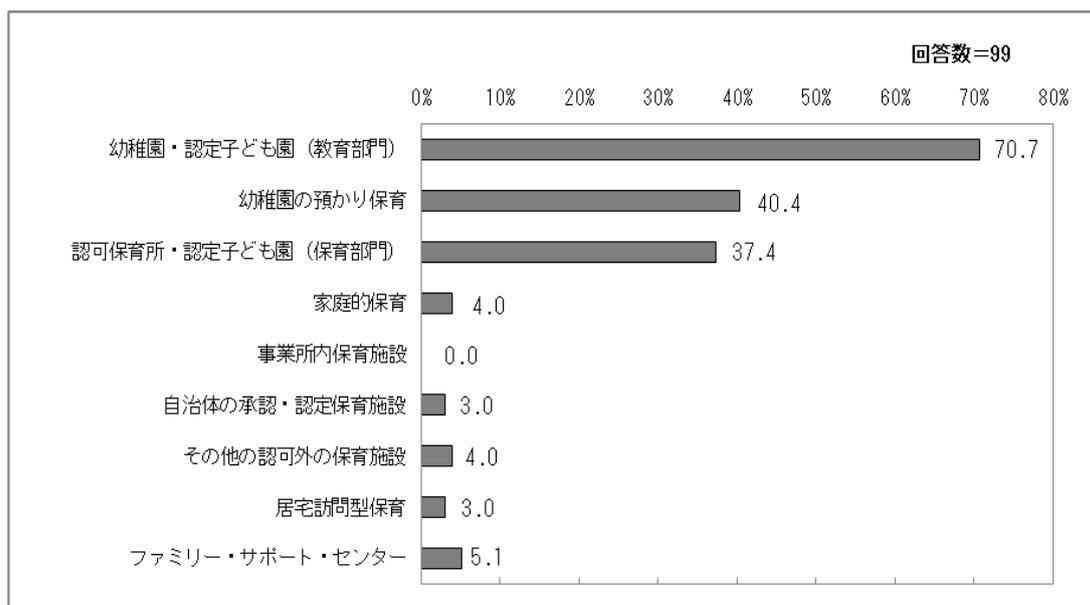
○利用している教育・保育事業

定期的にご利用している教育・保育事業は、幼稚園・認定子ども園（教育部門）が51.0%で一番多く、認可保育所・認定子ども園（保育部門）が19.2%、幼稚園の預かり保育が14.1%でした。



○今後、利用したい教育・保育事業

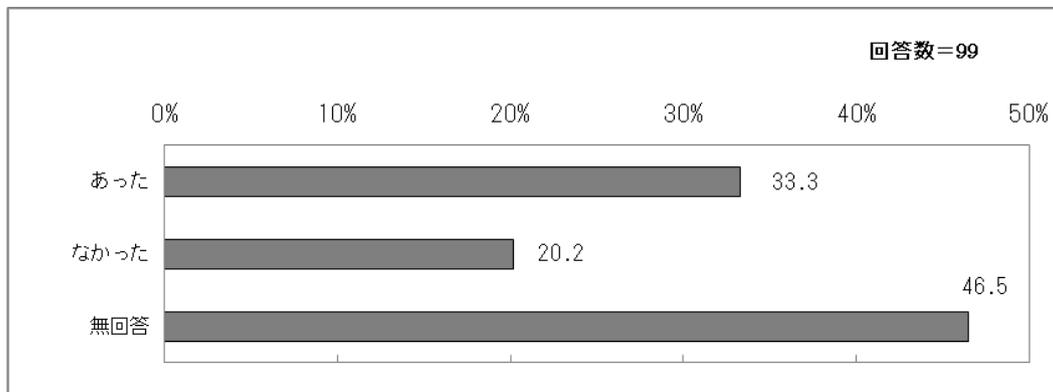
今後、定期的にご利用したい事業は、「幼稚園・認定子ども園（教育部門）」が70.7%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が40.4%、「認可保育所・認定子ども園（保育部門）」が37.4%などとなっています。



### (3) 子どもが病気やケガのときの対応について

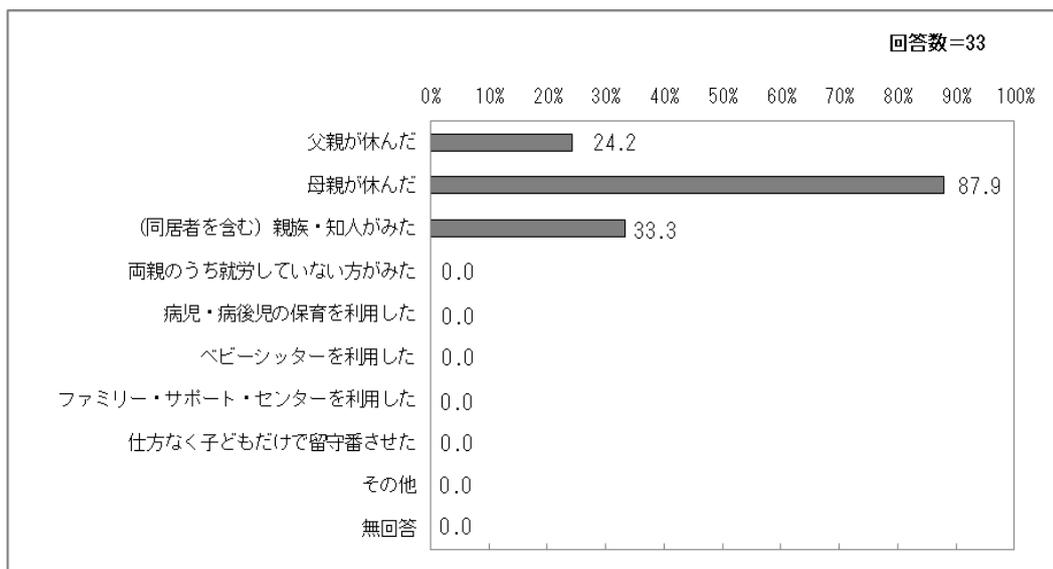
○子どもが病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった経験

この1年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかったことが、「あった」が33.3%と約3割を占め、「なかった」は20.2%となっています。



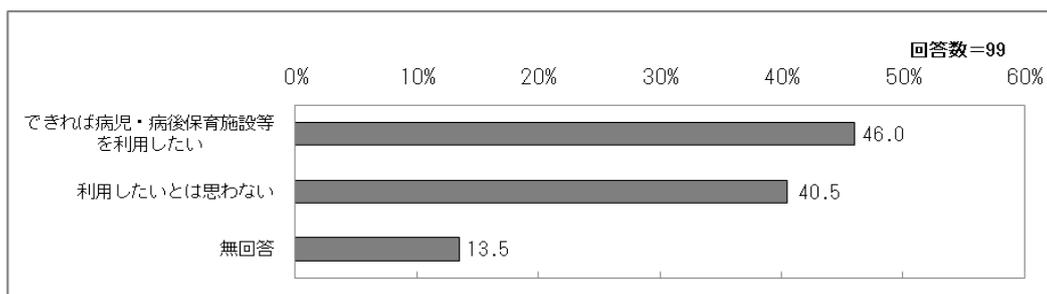
○そのときの対応方法

対処方法は、「母親が休んだ」が87.9%で最も多く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人がみた」が33.3%、「父親が休んだ」が24.2%となっています。



○病児・病後児保育の利用意向

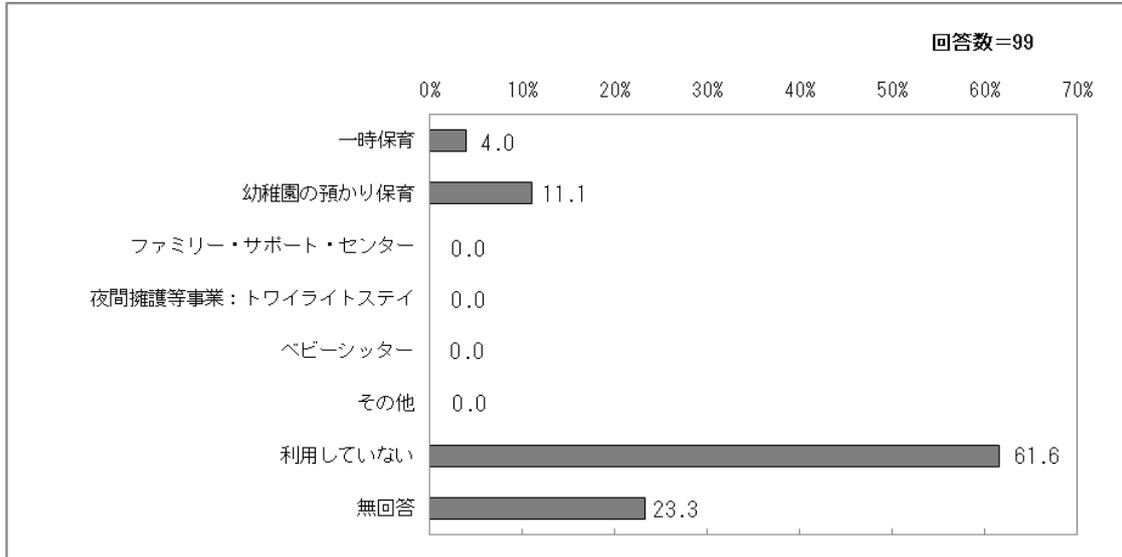
病児・病後児保育の利用については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が46.0%、「利用したいとは思わない」が40.5%となっています。



#### (4) 不特定の教育・保育事業の利用について

○私用や親の通院、不特定の就労等の目的で不定期的に利用している事業

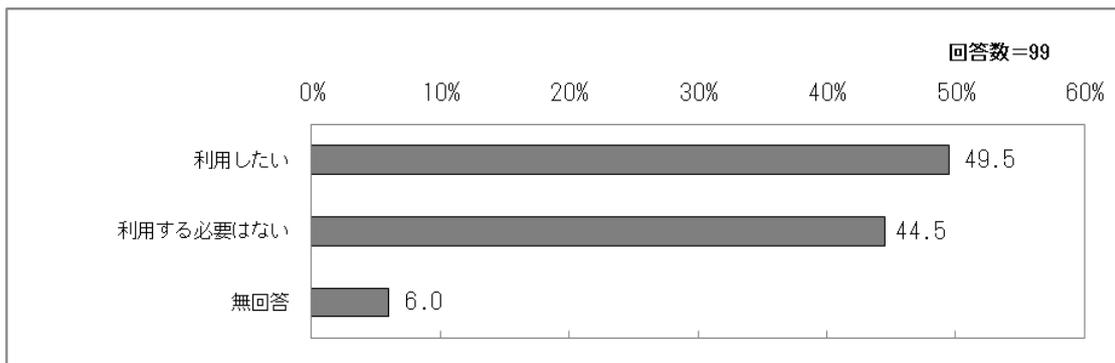
不特定の教育・保育事業の利用について、「利用していない」が61.6%で多数を占めます。



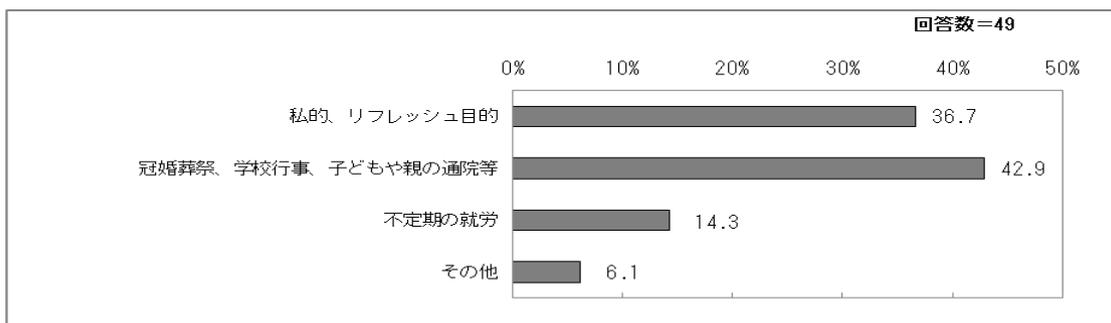
○今後の不特定の事業の利用意向

今後、不特定の教育・保育事業の利用について、「利用したい」が49.5%、「利用する必要はない」が44.5%、となっています。

利用する理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が42.9%で最も多く、次いで「私的、リフレッシュ目的」が36.7%「不特定の就労」が14.3%となっています。



○事業を利用したい目的

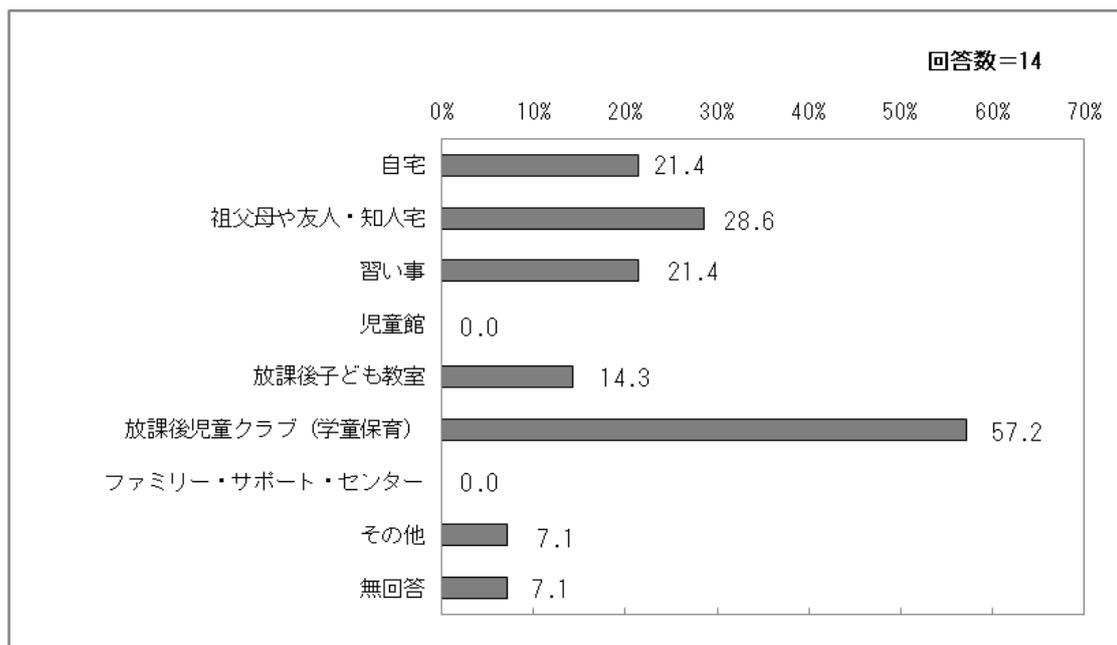


### (5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

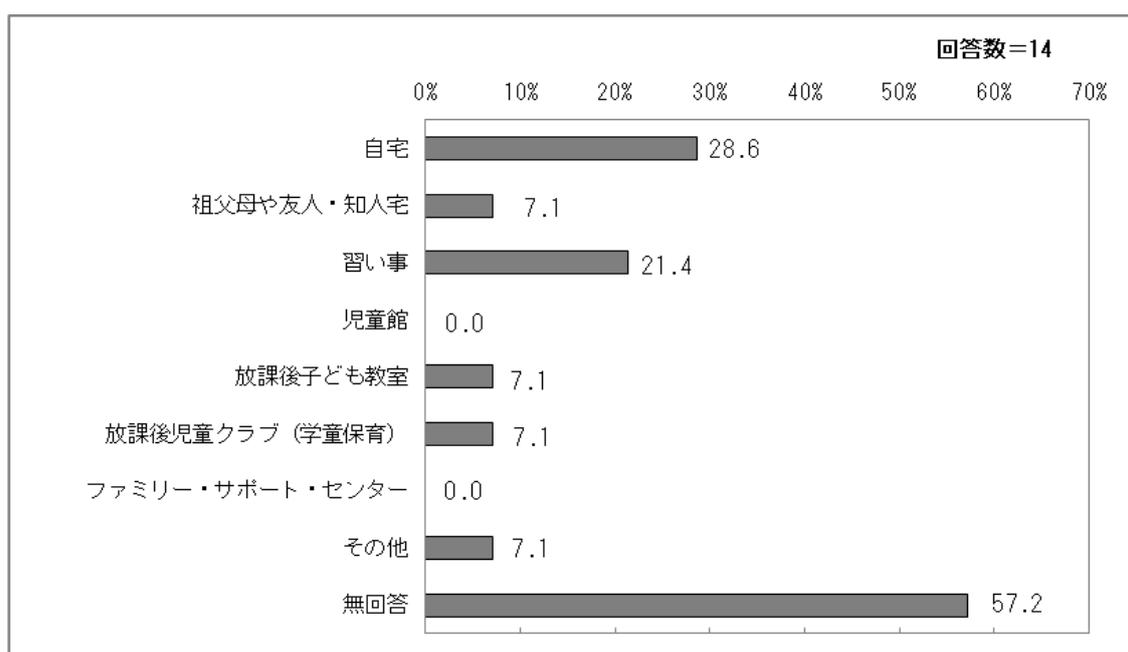
低学年では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が57.2%で最も多く、次いで「祖父母や友人・知人宅」28.6%、「自宅」と「習い事」が21.4%、「放課後こども教室」が14.3%となっています。

高学年では、「自宅」が28.6%で最も多く、次いで「習い事」が21.4%、「祖父母や友人・知人宅」と「放課後こども教室」、「放課後児童クラブ（学童保育）」、「その他」がそれぞれ7.1%となっています。

#### ○低学年のうちに過ごさせたい場所



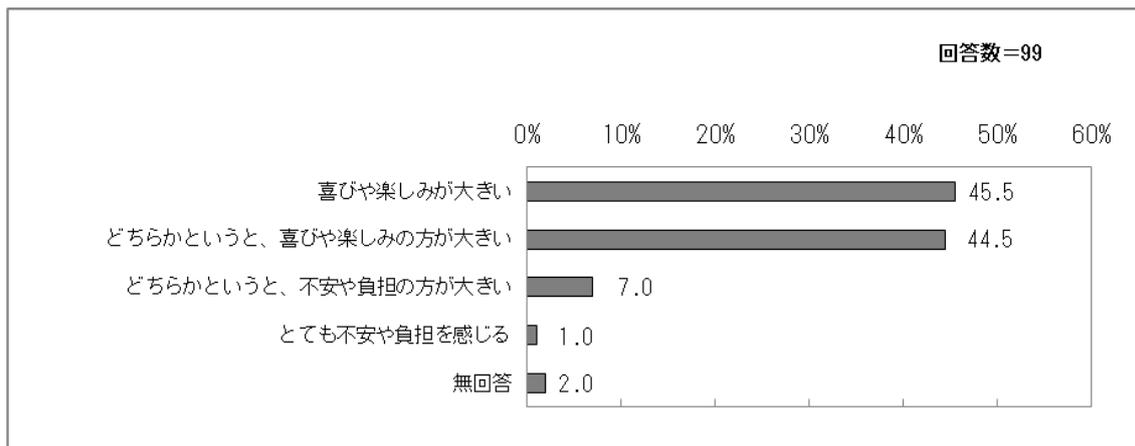
#### ○高学年になったら過ごさせたい場所



## (6) 子育ての実態について

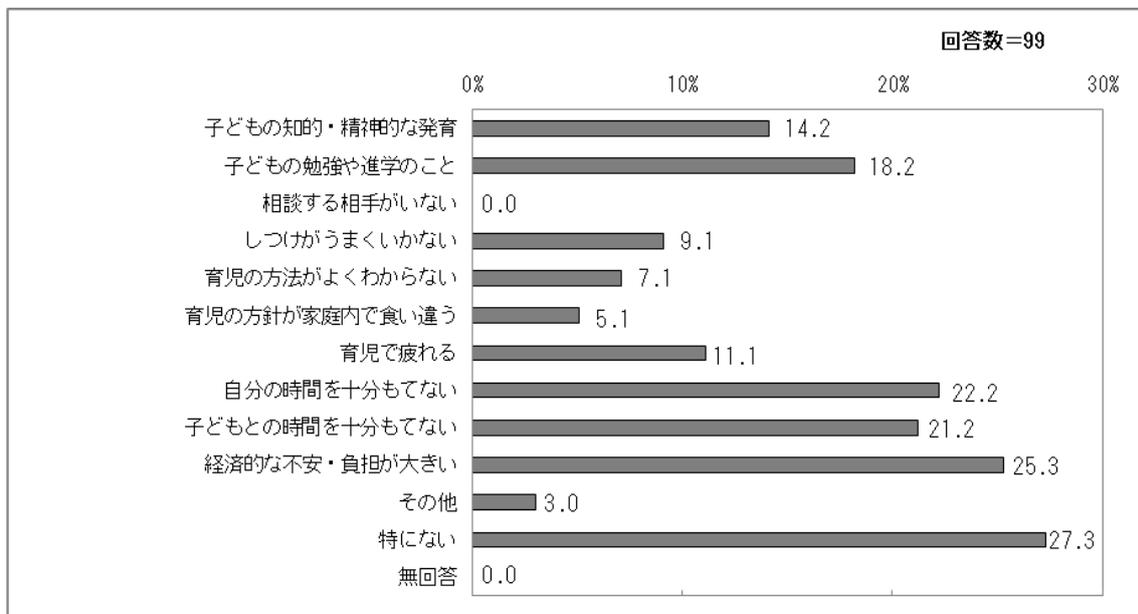
### ○子育てについての不安や負担

不安や負担の感じ方は、「喜びや楽しみが大きい」が45.5%で最も多く、次いで「どちらかという、喜びや楽しみの方が大きい」が44.5%、「どちらかという、不安や負担の方が大きい」が7.0%、「とても不安や負担を感じる」が1.0%となっています。



### ○子育てについての悩み

子育ての悩みについては、「特にない」が27.3%で最も多く、次いで「経済的な不安・負担が大きい」が25.3%、「自分の時間を十分もてない」が22.2%、「子どもとの時間を十分持てない」が21.2%、「子どもの勉強や進学のこと」が18.2%となっています。



## 5 羽幌町の子ども・子育て支援の課題

---

### □地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

- 身近な地域で希望する子育て支援サービスを利用しやすくする提供体制を確保するために、提供区域を設けます。
- ニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保と実施時期、教育・保育の質的改善を行います。
- 社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化によって、教育・保育のニーズの多様化にあわせた、教育・保育のメニューの充実を図ります。
- 地域特性に応じた延長保育、休日保育の拡充が必要となります。
- 「小一の壁」と言われている幼児期から児童期の連続した教育・保育である就学後の放課後クラブへのニーズが高いことから、引き続き充実を図ります。
- 就労の有無に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、様々な場面を通じて、家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげることが必要です。
- 子育て利用者への育児情報提供と助言の拡大を行います。

### □家庭・地域の子育て支援を充実

- 地域の実情に応じた提供対策について、より充実したものにするために、今後も随時検討や見直しをする必要があります。
- 子どもの健やかな育ちを等しく保証するためには、障害児や発達が気になる子など特別な支援が必要な子どもに対し、一人ひとりの状況や発達に応じた支援が必要です。
- 核家族化、子どもの減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会が減っています。また、地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを支えていくことが必要です。

### □幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 少子化により、子どもの数の減少とともに、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。
- 教育と保育の一体的提供のできる認定子ども園を活用することで、より質の高い教育・保育の提供を行います。

## □ニーズ調査における意見

ニーズ調査では、就学前児童の保護者から自由意見を伺っています。その主なものを羽幌町の課題として項目別に取り上げました。

### 保育施設の充実

- 細かい事業（メニュー）はよくわかりませんが、とにかく24時間365日理由によらず預けることのできる体制をつくってほしい。
- 離島への出張保育の回数を増やしてほしい。

### 費用の軽減

- 保育料免除。
- 医療費が無料なのは大変ありがたい事ですが、インフルエンザの予防接種まで無料にしないでしょか？将来的に財政に無理がくるなら、払える所は親の負担でいいと思います。
- 苫前町などではお祝い金があることで出産しやすくなったとの話をよく耳にする。羽幌はそういうものが全くないので余裕がない。
- 任意の予防接種をすべて無料受けられるのがすごく助かる。
- おむつ代の助成や、苫前町のように一時金100万の支給して欲しいなどの意見もあるが、子育て世代の多くはこのような制度よりも、保育料の軽減や、保育士確保を望んでいる。お金が欲しくて子どもをつくるわけではないと思う。ベビーカーが押しやすい道路整備の方がよほどうれしい。

### 医療体制の充実

- 妊娠してから、留萌市立に定期健診で冬に通うのはとても大変でした。天気、夫の仕事の休む都合、上の子の幼稚園時間内の迎えなど、例え一部の交通費が出されたとしても、検診だけでも地元で通いたかった。
- 子どもが産まれてからの保健師さんの家庭訪問がもう少しあってもいい。初めての子育てで不安なことがたくさんあって、もっと色々教えてほしかった。
- 医療を充実させてください。特に休日や時間外の救急外来。安心して子育てできる状況ではありません。せめて小児科医が常に居て欲しいです。
- 医療費が助成されるのは大変助かるが、安心して受診できる病院づくりをしてほしい。

### 病児、病後児保育の充実

- 病児、病後児保育施設等の設置や似たようなサービス・支援を行って欲しい。

## 公園やイベントなどの充実

- オロちゃんランドの高い場所につくられた遊具、小さい子には危険で遊ばせる事が出来ません。小さい子でも安心して遊べる場所が欲しい。体育館も、遊具もほぼなく、利用の機会もほとんどなし。他の市町村の施設へ行くことが多い。
- あちこちにも公園はあるが、草が生い茂っていたり遊具が古かったりしている。
- 日常で精いっぱいであるといったイベントには参加できない。
- 室内で遊具等を利用していつでも遊べる（毎日）場など、子ども同士遊ばせながら親同士がゆっくり話せる、大人もカフエスペースなどがあると利用しやすいと思う。
- 室内で身体を動かして遊べる施設（遊戯場）、小さい子供が遊べるアスレチック系の室内施設がほしいです。
- 室内遊具が充実した施設を造ってほしい。雨天時や冬期間、室内で遊べる場所がなく息詰まることがあった。ずっと家で過ごすのは退屈で子どももグズることがあり、そういった施設があればと何度も思ったことがあった。
- 離島に公園や遊具のある施設が必要だと思います。
- るもいの子どものとの交流の場が欲しい（交通機関の提供と）。多くの子供と接することで対人コミュニケーション力がつく。
- 夏期間、島からでも日帰り参加できる時間帯のイベントの開催。
- 子どものサークルのときに送迎バスがあると助かる。
- 出生年代別の交流、老人施設での交流、大人も子どもも一緒に交流できるイベントをどんどん発信して欲しい。
- 公民館で子どもが喜ぶキャラクターのコンサートや映画が見れると子ども達はうれしいと思います。

## 広報活動の充実

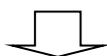
- 羽幌町に意見出来る場、機会がもっと身近にあるといいと思いました。
- インターネットやHPをもっと使用して情報提供してほしい。小学校近くの宮坂デパートや古い家など危ないところが多すぎる。地震があって崩れる危険があるので不安。
- 「譲ります」「ほしいです」等の要望を広報などで情報を提供してはどうか
- 1歳半健診後、保健師との関わりが減る。3才健診までは特に障がい等のない子は広報くらいしか情報を得る場がなくなると思う。自ら出るのが苦手な親へも配慮し、HP・広報の充実が必要だと思う。
- 全くわからない。（子育て支援について）何をしているかも実感できていない。広報誌以外に提供場所がわからない。

## 第3章 基本的な考え方

### 1 目的

羽幌町では、「次世代育成支援後期行動計画」において、「自然や人に優しく、自分の人生をたくましく切り開いていく子ども達に育ててほしい」という願いをこめて理念を設定しているとともに、計画の基本視点としては次の4つのテーマを設けています。

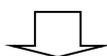
#### 次世代育成支援後期行動計画 基本理念



心と心をつなぎ 子育て支援

地域で支えあい やさしく たくましく育め 子どもたち

#### テーマ



- 1 家庭・地域における子育て支援
- 2 子どもや子育てにやさしい環境づくり
- 3 ゆとりある教育と健全育成の推進
- 4 子育てに対する意識啓発

## 2 基本理念

羽幌町の子ども・子育て支援事業は「次世代育成支援後期行動計画」の理念を踏まえながら、羽幌町に住む一人ひとりの子どもたちが、健やかに育つための支援を推進しています。障がい、疾病、虐待や貧困など社会的な支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、全ての子どもが心身共に健やかに育つ環境を推進することを基本理念として設定しました。

### 子ども・子育て支援事業 基本理念案



### 心と心をつなぎ子育て支援

健やかな育ち やさしく あたたかく地域で支える

### テーマ案



- 1 子どもの健やかな成長を支える
- 2 すべての子育て家庭を支える
- 3 地域全体で子育てを支える



○これまでの「次世代育成支援後期行動計画」においては、「子ども」「親・家庭」「地域」が主体的に行動するとともに、お互いに助け合いながら、ともに育ちあうことを基本的な視点として取り組んできました。

○こうした視点は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。

○このことから、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、子育てを地域全体で見守り、支えていく環境づくりを、より一層進めることで、羽幌町独自の理念を、これからも変えることのない大切な理念として継承するものとします。

### 3 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、乳児期、3歳未満の幼児期、3歳以上の幼児期、学童期のそれぞれの段階を経て、成長を遂げていく子どもの育ちをしっかりと支えていくために、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

#### ①乳児期

乳児期は、一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親などの実親以外の養育者を含む）との愛着を育みながら、身体的にも、著しい発育・発達が見られる重要な時期です。

また、子どもが示すさまざまな行動や欲求に、身近な大人がいち早く、かつ積極的に関わることにより、子どもの中に、人に対する基本的な信頼感が芽生え、情緒の安定が図られていきます。こうした情緒の安定を基盤として、心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られます。

#### ②幼児期 3歳未満

おおむね満3歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、さまざまな動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。

自我が育ち、強く自己主張することも多くなりますが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持つようになります。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直していきます。

また、安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したり、やりたいことを繰り返したりするなど、自発的に活動するようになります。さらに、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていきます。

#### ③幼児期 3歳以上

おおむね満3歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期です。

また、ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長していきます。

このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなります。

#### ④学童期

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者への理解などの社会性の発達が進み、心身の成長も著しいものがあります。

そのためにも、学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後などにおける子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

## 4 施策体系

羽幌町「次世代育成支援後期行動計画」を踏まえて、子ども・子育て支援の施策を以下にまとめられています。

理念	基本的視点	基本目標		基本施策
心と心をつなぎ子育て支援健やかな育ちやさしくあたたかく地域で支える	子どもの健やかな成長を支える	目標 1	子どもが健やかに育つ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における子育て支援体制の整備</li> </ul>
		目標 2	様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進</li> </ul>
	すべての子育て家庭を支える	目標 3	安心して産み、育てることを見守る体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代の親の育成</li> <li>・学校等の教育環境の整備</li> <li>・家庭や地域の教育力の向上</li> <li>・子どもを取り巻く有害環境対策の推進</li> <li>・子育て家庭への経済的支援の推進</li> <li>・若い世代からの子育て意識啓発</li> <li>・家庭における子育て機能の向上</li> </ul>
		目標 4	仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービス・学童クラブの充実</li> <li>・仕事と子育ての両立の推進</li> <li>・男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進</li> </ul>
	地域全体で子育てを支える	目標 5	地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親と子の健康の維持・増進</li> <li>・医療サービスの充実</li> </ul>
		目標 6	安心・安全な子育てを支える地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てを支援する生活環境の整備</li> <li>・子どもの安全の確保</li> </ul>

## 第4章 教育・保育提供区域の設定

### 1 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画を実施する際に、次の視点に考慮しながら「教育・保育提供区域」を独自に設定していくことが必要となります。

#### 〈教育・保育提供区域設定のポイント〉

①地理的条件や交通事情、現在の教育・保育(幼稚園・保育園・認定こども園)の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に判断して、保護者や子どもが住んでいる場所から容易に移動することができる区域を「教育・保育提供区域」として設定します。

②子ども・子育て支援事業では、設定した区域ごとに、各事業の「量の見込み」、「確保方策」を明確に示し、需要と供給を調整していくことが求められています。

③「教育・保育提供区域」は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定とすることが基本です。

④ただし、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態がことなる場合には、実態に応じて小学校就学前子どもの区分ごとや地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能とされています。

⑤教育・保育施設や地域型保育事業の認可申請が事業者からあった場合には、事業者が所在する教育・保育提供区域の利用定員がすでに必要利用定員総数に達している、又は認可することによって必要利用定員総数を超える場合を除いて原則認可しなればなりません。

## 2 教育・保育提供区域の設定

### 1 羽幌町における教育・保育提供区域

羽幌町全域を1区域として設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	町内全域	教育・保育の区域設定については1区域とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

### 2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から羽幌町全域を基本とします。なお、放課後児童健全育成事業については、現状を踏まえて、小学校区による区域設定とします。

11事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業	町内全域	教育・保育施設の活動の一環であるため、羽幌町内全域とする。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、羽幌町内全域とする。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	町内全域	現状どおり、羽幌町内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業	町内全域	現状どおり、羽幌町内全域とする。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業。	町内全域	現状どおり、羽幌町内全域とする。

<p>子育て短期支援事業</p> <p>ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業</p>	町内全域	町内全域として設定し、実施するときに運用方法を再度検討する。
<p>子育て援助活動支援事業</p> <p>ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業</p>	町内全域	町内全域として設定し、実施するときに運用方法を再度検討する。
<p>一時預かり事業</p> <p>保育所その他の場所において、一時的に預かる事業</p>	町内全域	教育・保育施設での利用も含むため、羽幌町内全域とする。
<p>時間外保育事業</p> <p>延長保育・休日保育</p>	町内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、羽幌町内全域とする。
<p>病児・病後児保育事業</p> <p>保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業</p>	町内全域	町内全域として設定し、実施するときに運用方法を再度検討する。
<p>放課後児童健全育成事業</p> <p>放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業</p>	小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施する。

# 第5章 教育・保育施設の充実

## 1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

### (1) 子どものための教育・保育給付の認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	主に幼稚園、 認定こども園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育園、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育園、認定こども園、 地域型保育に該当

施設型給付＝保護者本人への給付でなく、幼稚園・保育園・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

### (2) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

（子ども・子育て支援法第三十条の四等）

令和元年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、子ども・子育て支援法等に定められた支給要件（年齢、課税状況や保育の必要性 など）に基づいて区分に分けられ認定を受け、その上で給付を受けることができます。

## 2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。なお、確保の内容については、計画期間中も適宜見直しを行い、受け入れ体制について関係機関との協議、調整の上、適切に実施していきます。

### （1）1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

#### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	89人	79人	71人	70人	74人
1号認定	72人	64人	58人	57人	60人
2号認定見込み	17人	15人	13人	13人	14人
2 確保の内容	105人	105人	80人	80人	80人
特定教育・保育施設	105人	105人	80人	80人	80人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（2-1）	16人	26人	9人	10人	6人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

※1「必要利用定員総数」の「2号認定見込み」は、保護者の就労状況を見ると(2)の2号認定に該当しますが、幼稚園を希望する意向が強いことから1号認定として計上しています。

### （2）2号認定（3歳以上、保育園を利用希望）

#### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	31人	31人	31人	31人	31人
2 確保の内容	35人	35人	40人	40人	40人
特定教育・保育施設	35人	35人	40人	40人	40人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（2-1）	4人	4人	9人	9人	9人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み。

(3-1) 3号認定(0歳、保育園を利用希望)

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	9人	9人	9人	9人	8人
2 確保の内容	9人	9人	9人	9人	9人
特定教育・保育施設	9人	9人	9人	9人	9人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(2-1)	0人	0人	0人	0人	1人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3-2) 3号認定(1・2歳、保育園を利用希望)

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	36人	36人	31人	31人	31人
2 確保の内容	36人	36人	31人	31人	31人
特定教育・保育施設	36人	36人	31人	31人	31人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(2-1)	0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

○保育利用率の目標値設定について

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み(3号認定子ども)÷各年度推計人口(0～2歳)×100＝(小数点第一まで)」により算出した数値とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	43.7%	45.0%	42.5%	43.6%	44.8%
推計児童数(0～2歳)・人	103	100	106	101	96

### 3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

---

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、平成26年度に開設された「認定こども園・まき」と連携してまいります。また、幼稚園等の認定こども園への移行については、施設の状況や事業者の意向を踏まえた上で、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮して検討を進めるものとします。

#### 1 認定こども園の特徴

- ① 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- ② 保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- ③ 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- ④ 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育ちます。
- ⑤ 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

#### 2 認定こども園の取り扱いについて

##### (1) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領にのっとり、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成します。

## (2) 小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。
- 小学校との連携はもとより他の地域の幼稚園、保育園、認定こども園との連携を図ります。

## (3) 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人ひとりの生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考える必要があります。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかわる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定します。

### 【配慮すべき事項の詳細】

#### ①発達や学びの連続性に関すること

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人ひとりの特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ります。また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。

#### ②養護に関すること

家庭と協力しながら、一人ひとりの発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

#### ③乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人ひとりの生活のリズムを重視し、保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供し、また、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるようにします。

#### ④満3歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

#### ⑤健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行います。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるように努めます。

#### ⑥特別支援教育や障がい児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動を共にすることができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにします。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援を図れるようにします。

#### ⑦子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

#### ⑧家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、PTA活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめ幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

## 4 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について

国は、保護者の就労などで「小1の壁」と言われている就学後の放課後など、子どもの居場所づくりのために、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。さらに、放課後児童クラブの待機児童の早期解消や放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を目的とした「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、平成31年4月から実施されています。

羽幌町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進とあわせて、放課後子供教室についても、既存教室や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的、または、連携して実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画

的整備等に向けて取り組んでいきます。

## 5 外国から帰国した幼児や外国籍の幼児等に関して

---

国際化の進展に伴い、本町においても外国籍の方が転入してくる場合も見込まれることから、その受け入れの際には、特定教育・保育施設及び関係機関等と連携をしながら、円滑な受け入れができるように進めていきます。

## 6 教育・保育施設の質の向上

---

すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するには、それに携わる幼稚園教諭や保育士の資質向上が必要不可欠であるため、以下の方針に基づき、人材の確保・育成に取り組めるよう努力します。

### ① 資格の取得促進

認定こども園の普及促進にあたり、その中心的な担い手の確保のため、幼稚園教諭と保育士の両方の資格取得促進に向けて支援を行います。

### ② 幼稚園教諭と保育士の合同研修

幼稚園教諭と保育士が教育と保育を一定的に提供する意義や課題を共有できるように、合同研修の開催などによる支援を行います。

### ③ 保育士の処遇改善

保育の担い手の確保が全国的な課題となっていることから、本町においても国や道の制度を活用し、保育士の処遇改善に取り組みます。

### ④ 職員の資質の向上

健康状態や発達状況、家庭環境等から特に配慮を要する子どもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるように、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質向上を図ります。

## 7 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

---

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、相談支援を実施するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

### ① 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

町ホームページや広報誌を通して、教育・保育の正確な情報発信に努めることにより、妊婦及び子育て中の保護者が、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができるように環境を整備します。

また、妊娠届出時に子育てに関する各種お知らせを配付するとともに、出産後の乳児家庭全戸訪問事業(こんにちはあかちゃん事業)の機会などを通じて、教育・保育の利用に関する情報提供や保護者からの相談に応じます。

さらに、子どもや保護者の身近な場所に地域子育て支援拠点施設において、教育・保育の利用に関して、いつでも保護者からの相談に応じられる体制を整備するとともに、利用者支援事業を活用して、各家庭のニーズに応じた教育・保育の紹介及びあっせんを行うことにより、円滑な事業利用へとつなげていきます。

### ② 育休満了時からの環境整備

育休満了時(原則1歳到達時)から、確実に教育・保育を利用できる環境を整えるため、保育の充実を図ります。

## 8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

---

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から実施され、従来の「子どものための教育・保育給付」に加え、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。「子育てのための施設等利用給付」は、預かり保育事業や一時預かり事業等を利用する者で給付認定を受けた者に対して給付されるものです。

羽幌町では、認定こども園・まきにおいて預かり保育事業、一時預かり事業、羽幌藤幼稚園において預かり保育事業を実施しています。利用日数、時間、給付の要件等関係機関と連携しながら、給付対象者を把握し適切に実施してまいります。

## 9 副食費の負担軽減について

---

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化に際して、保育料のほかに3～5歳児副食費(給食のおかず及びおやつ代)も「年収360万円未満相当世帯の子ども」と「すべての第3子以降の子ども」については、月額4,500円まで免除されることとなりました。

羽幌町においても、国の基準に基づき副食費の免除を実施しております。

# 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

## 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

- 国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。
- 計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者が幼稚園・保育園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象年齢]0～5歳

羽幌町では、引き続き利用者への支援を行います。

#### 量の見込み

(単位:か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施予定	1	1	1	1	1

### (2) 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間(11時間)を超えて、最長で午前7時30分から午後6時30分の保育を実施しています。

[対象年齢]0～5歳

羽幌町では、現状に引き続き実施し、11時間を超える保育については、情報収集に努めます。

### (3) 放課後児童健全育成事業(こぐま児童会)

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成をはかる事業です。

[対象年齢] 就学児(6~11歳)

羽幌町では、現状に引き続き「こぐま児童会」で実施します。また、放課後こども教室との連携等に関しては、国の指針などの情報収集に努めます。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【低学年】 量の見込み	25	21	22	21	17
確保の方策	30	30	30	30	30
【高学年】 量の見込み	5	1	1	1	1
確保の方策	4	4	4	4	4

### (4) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢]0~5歳

羽幌町では、実施していませんが、体制確保のための情報収集に努めます。

### (5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行います。また、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行います。訪問を乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢]0歳

羽幌町では、現状に引き続き実施します。

#### 量の見込み

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	38	33	33	33	31
確保の方策	町保健師が出生後4ヶ月以内を目途に全戸訪問を実施します。				

## (6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。  
[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

羽幌町では、現状に引き続き実施します。

### 量の見込み

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6	5	5	5	5
確保の方策	養育支援が必要な家庭が判明した都度、児童担当部局や保健師並びに関係機関が支援を行います。				

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

児童福祉法第六条の三の規定より

## (7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 0～2歳

羽幌町では、現状に引き続き実施します。

### 量の見込み

(単位:月延べ利用者数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	157	167	159	151	148
確保の方策(か所)	1	1	1	1	1

## (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②在園児以外は0～5歳

### ①幼稚園における在園児対象型

羽幌町では、現状に引き続き実施します。

#### 量の見込み

(単位:年間延べ利用者数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み合計(人)	11,278	11,088	9,856	8,909	8,719
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	5,176	4,786	4,002	3,577	3,617
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	6,102	6,302	5,854	5,332	5,102
確保の方策(人)	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800

### ②保育園等(幼稚園での在園児対象型以外)

羽幌町では、現状に引き続き実施します。

#### 量の見込み

(単位:年間延べ利用者数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	1,156	1,124	1,045	1,007	1,021
確保の方策(人)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
保育園の一時預かり(在園児対象型以外)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	0	0	0	0	0

## (9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0～5歳

羽幌町では、現状では実施していませんが今後も情報収集していきます。

#### (10) 子育て援助活動支援事業（就学後 ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

[対象年齢] 就学児

羽幌町では、現状では実施していませんが情報収集していきます。

#### (11) 妊産婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用、産後2週間前後及び1カ月前後の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用を助成する事業です。

羽幌町では、現状に引き続き実施します。

##### 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延べ人数)	578	498	498	498	466
確保の方策	母子手帳申請時に、妊婦が行う14回分及び産婦が行う健康診査2回分の健診費用の助成券を交付します。				

#### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）

世帯の所得の状況等勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。羽幌町では、実費徴収に係る補足給付を行う事業の情報を今後も収集していきます。

#### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

羽幌町では、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の情報を今後も収集していきます。

# 第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

## 1 児童虐待防止対策の充実

羽幌町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関における情報の共有を実施し、教育・保育関係施設や民生児童委員等と協力しながら子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

### ①関係機関との連携及び羽幌町における相談体制の強化

羽幌町における子ども・子育てに関する相談体制は、福祉課をはじめ、「健康支援課」「社会教育課」「学校管理課」の各行政機関のほか、認定こども園、幼稚園、小中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携により、実際の子どもの虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保し、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適切と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、都道府県と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

### ②発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

#### 主な内容

○羽幌町要保護児童対策地域協議会を通じた関係各機関との連携

〈次世代育成行動計画関連事業〉 羽幌町要保護児童対策地域協議会の充実

## 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

### 主な内容

○児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の助成など

〈次世代育成行動計画関連事業〉

児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、ひとり親家庭への援助の充実など

## 3 障害児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や幼児保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、留萌中部地域児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所（いちえ）を含めた関係機関と連携を密にし

て、支援体制整備を行うことが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。また、学校等からの障がい児の利用施設への移動については、ひとり親、両親が就労している場合等家庭環境や障がいの程度を踏まえ移送サービスの活用など安全に移動できる配慮が必要です。

### 主な内容

- 留萌中部地域子ども発達支援センターの運営
- 障がい児保育に係る保育士加配への補助

〈次世代育成行動計画関連事業〉

就学前保育・教育（障がい児保育）、相談体制、早期療育体制の確立、教育相談体系化事業の確立、身体障害児補装具・日常生活用具の助成、障害児福祉手当の支給 など

## 4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

### （１）働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

### （２）育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

### （３）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

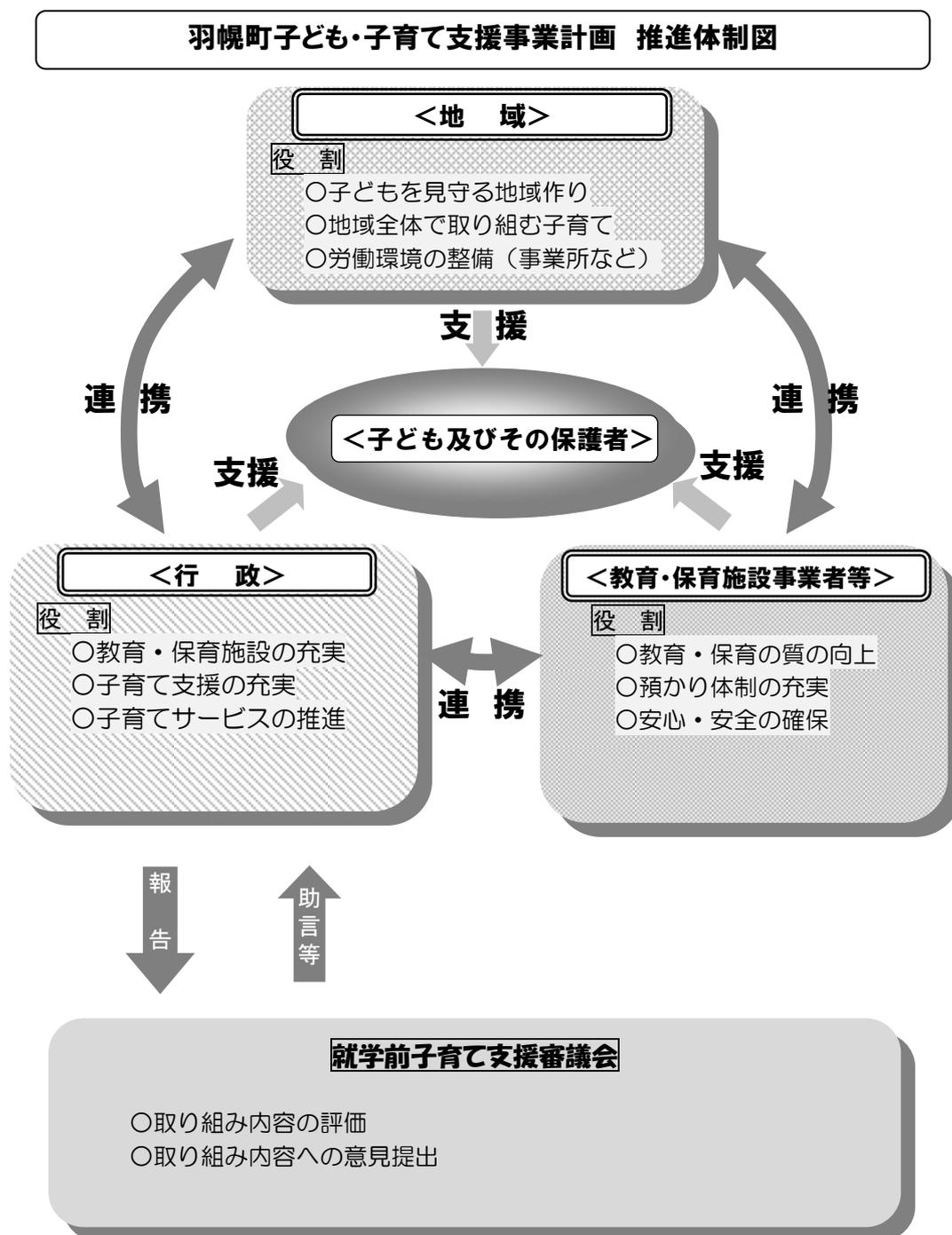
〈次世代育成行動計画関連事業〉

育児休暇制度等の導入促進、職場における保育環境の整備促進、事業主行動計画の策定推進 など

# 第8章 計画の推進体制

## 1 関係機関等との連携

羽幌町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全町をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



## 2 役割

---

子ども・子育て支援事業支援計画を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを踏まえていくとともに、社会のあらゆる分野の人々が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を持つことが大切です。また、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが重要です。

### ①本町の役割

- 子ども・子育て支援に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施します。
- 住民、事業者及び教育・保育施設等が自主的かつ主体的に子ども・子育て支援に関する活動を推進することができるよう必要な支援を行います。
- 施策の策定及び実施にあたって、町民、関係機関等と相互に連携し、協働して取り組みます。

### ②保護者の役割

- 子どもの行動及び人格形成について最も大きな責任を有することを自覚し、愛情を持って、子どもに接するとともに、家族のきずな及び触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭づくりに努めます。
- 子育てを通じて自ら学び、人として成長するとともに、子どもが基本的な生活習慣、社会のきまりを守る意識等の定着など、将来社会の一員として生きる力を身に付けることができるように努めます。
- 地域社会の一員として、子どもとともに、伝統行事、ボランティア活動等の様々な地域活動に取り組み、地域との関わりを大切にできるよう努めます。

### ③学校の役割

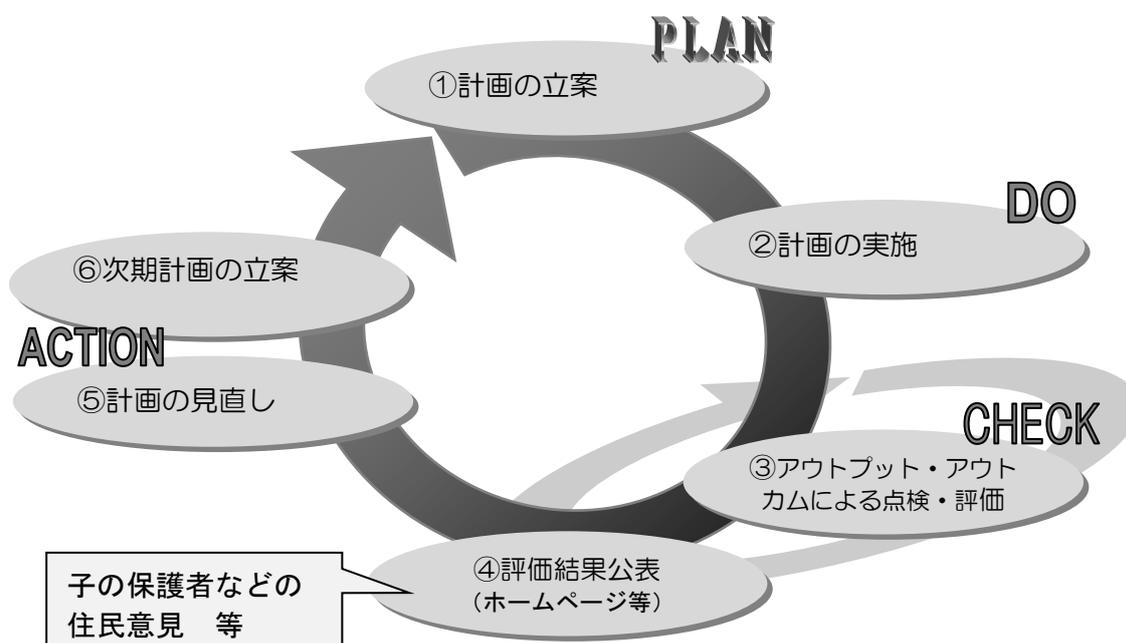
- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場が学校であるということを認識し、小学校は、幼稚園・保育所との連携を図りながら、実際の学校の姿や教育活動の目指す方向などについて積極的に情報を提供していくことに努めます。
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援していきます。
- 幼稚園・認定こども園などでの活動の中で大きな比重を占める遊びや体験活動は、小学校教育においても効果的に取り入れられていくべきで、その一層の工夫改善が期待されます。
- 幼稚園・認定こども園などでは、卒園が近い時期に、小学校への入学を念頭に皆と一緒に教員や保育者の話を聞いたり、行動したりすることができるように指導することも必要です。こうした教育内容・方法についての連携を進めていくためには、教員や保育者相互の交流や共同の研修の機会を増やし、相互の理解を深め、具体的な改善の方途を共に考えていきます。

#### ④地域の役割

- 子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援の重要性について関心と理解を深めるとともに、地域における子育て支援に関する活動に積極的に参加するように努めます。
- 暴力、犯罪、事故等から子どもを守るため、常に子どもとその周囲の環境に配慮し、安全で安心な地域づくりに努めます。

### 3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、点検・評価・公表を行います。（国の基本指針より・自治体での方針を明記）

○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

# 資料編

資料 1 計画策定の経緯

資料 2 計画策定組織について

資料 3 用語解説

資料1 計画策定の経緯

月 日	主な検討事項等
平成31年2月12日 ～3月11日	就学前児童世帯、小学生世帯保護者へのアンケート調査実施
令和2年2月12日	○ 第1回羽幌町就学前子育て支援審議会 ・羽幌町子ども・子育て支援事業計画【第2期】(素案)の審議
令和2年3月23日	○ 第2回羽幌町就学前子育て支援審議会(書面決議) ・羽幌町子ども・子育て支援事業計画【第2期】(案)の審議

資料2 計画策定組織について

□ 羽幌町就学前子育て支援審議会 委員一覧(令和元年度)

職 名	氏 名	所属団体等名
会 長	小 國 美恵子	羽幌町社会教育委員 副委員長
職務代理	工 藤 俊 也	羽幌町民生委員協議会 主任児童委員
委 員	西 田 武 文	学校法人旭川カトリック学園 羽幌藤幼稚園 施設代表
	石 川 孝 一	学校法人旭川カトリック学園 羽幌藤幼稚園 保護者代表
	坂 本 愛	学校法人泉学園 認定こども園・まき 施設代表
	本 間 美千加	学校法人泉学園 認定こども園・まき 保護者代表
	加 藤 五 月	留萌中部地域子ども発達支援センター 施設代表
	平 井 千 鶴	羽幌町留守家庭児童会運営協議会 保護者代表
	永 沼 慧久男	羽幌町立羽幌小学校 校長
	坂 本 浩 之	羽幌町立学校運営協議会 会長
	小 山 由美子	社会福祉法人 羽幌町社会福祉協議会 理事

□ 羽幌町就学前子育て支援審議会 事務局一覧(令和元年度)

職 名	氏 名	備 考
福祉課長	木 村 和 美	
福祉課 子ども係長	木 村 謙 彦	
福祉課 子ども係主任	岩 井 孝 晃	

### 資料3 用語解説

子ども・子育て支援事業計画で用いられている用語を紹介しています。

No	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市町村の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関）。 羽幌町では「羽幌町就学前子育て支援審議会」を設置。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）

No	用語	意味
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
16	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条） 【参考】認定区分 ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条） ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
18	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）
19	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。
20	教育・保育	6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育、または養護し教育することをいう。
21	家庭類型	お子さんの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
22	保育（ほいく）	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。 基本的に、乳幼児（つまり乳児および幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。
23	乳幼児（にゅうようじ）	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう。
24	幼稚園	3～6歳までの幼児を対象とした学校の一つ。
25	保育所	0（産後57日目）～18歳までの児童を対象とした託児所。（0～6歳までが多い） ※労働基準法による産後休暇：産後8週間＝56日  保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育園と幼稚園は同じ目標を持つ。
26	放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するもの。



羽幌町

羽幌町子ども・子育て支援事業計画（第2期）

---

令和2年3月

発行 羽幌町

編集 羽幌町福祉課

〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1

TEL：0164-68-7004 FAX：0164-62-1219

<http://www.town.haboro.lg.jp>